

第 3 部 災害(震災)復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

【体系図】

第1節 基本的な考え方	P3-3
-------------	------

第2節 生活復興と都市復興	P3-3
---------------	------

第1章 復興の基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

大規模な震災被害が発生した場合は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。災害発生時の応急・復旧は、対策を迅速かつ機動的に実施するものであるのに対し、復興は、対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が、質的な変化を伴いつつ、徐々に復興対策へと進行していく。

復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

都は、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために平成15年に「東京都震災復興マニュアル」を策定し、マニュアルに記載する事項について「東京都地域防災計画」に位置づけている。また、区市町村と都の役割分担を踏まえ、区市町村が主体的に実施すべき復興施策の事項を中心に、標準的な活動指針として「区市町村震災復興標準マニュアル」を平成21年に作成している。

市においては、速やかな復興対策を進めるため、こうした都のマニュアルの内容を踏まえ、復興の基本的考え方を次のように定める。

第2節 生活復興と都市復興

1 生活復興

（1）生活復興の目標

- 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。

（2）生活復興の推進

- 個人や企業は、自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、被災者の生活の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

2 都市復興

（１）都市復興の理念

今後も都市としての繁栄をつづけるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組む。

（２）都市復興の目標

都市復興後、再び地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、迅速かつ計画的に復興を図る。

第2章 震災復興計画の策定

【体系図】

第1節 震災復興計画の策定

P3-7

第2節 分野別復興計画

P3-8

第2章 震災復興計画の策定

第1節 震災復興計画の策定

都は、被災後1週間程度の早い時期に震災復興本部を設置する。都震災復興本部長は、震災復興基本方針を策定し公表した後、この基本方針に基づいて、総合的な復興計画及び特定分野計画を策定する。市ではこれを踏まえ、地域の実情を加味した復興計画を策定するものとする。

1 震災復興基本方針の策定

都震災復興本部長は、復興後の都民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「東京都震災復興基本方針」を策定し、公表する。

市は、「東京都震災復興基本方針」を踏まえ、「羽村市震災復興基本方針」を策定する。

2 復興計画の策定

都震災復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る都政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と都が実施する復興事業の体系を明らかにする。

都の復興計画の策定手続きは次のとおりである。

- 都本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
- 都本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に、復興計画を策定し公表する。

市では、「東京都震災復興計画」を踏まえ、「羽村市復興総合計画」を作成する。

3 分野別復興計画の策定

復興に当たっては、その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

市は、羽村市復興総合計画をもとに、地区復興都市計画原案又は地区復興まちづくり計画原案を作成し、地域住民との協議を重ねながら計画案を確定させ、地域復興に取り組む。

第2節 分野別復興計画

被災後、迅速かつ円滑に市民生活の復興（暮らし、住宅等）や都市の復興を図るため、あらかじめ復興事業を推進するにあたっての課題を明らかにし、次のような視点から検討を進めるものとする。

ここで、●印はあらかじめ検討しておくべき課題、★印は被災後に策定するものである。

1 くらしの復興・・・●

くらしの復興とは、市民のくらしを震災前の状態に戻すこと及び元のくらしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合したくらしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することである。市は、市民のくらしの復興が円滑に行われるよう検討を進める。

2 住宅の復興・・・●

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠の要素である。しかし、その再建には極めて大きな困難が伴うため、「民間住宅の復興は自助努力が基本」という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。そのため、市は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、公営住宅、公的住宅の提供について検討を行う。

3 都市の復興

（1）都市復興のプロセスの考え方・・・●

都と市は次の5つの段階を踏んで、都市の復興を推進する。

① 第1段階 復興初動体制の確立（発災～1週間）

都と市は、被害の状況を把握し、震災復興本部等の設置を行い、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。

② 第2段階 都市復興基本方針等の策定（1週間～1か月）

都は、都市復興の基本目標を明らかにするため、基本方針を策定する。市は都の基本方針を踏まえ、市の都市復興基本方針を定めるとともに、被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、4段階の復興対象地区を設定する。

③ 第3段階 都市復興基本計画等の策定（1か月～6か月）

都は都全体、市は被災市街地ごとの復興の基本的な計画、並びにその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。市は都の基本計画を踏まえ、市の都市復興基本計画を定め、都市の復興推進を図る。

④ 第4段階 復興事業計画等の確定（6か月～1年）

都と市は、住民との合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。

⑤ 第5段階 復興事業の推進（1年以降）

都と市は、復興事業計画に基づいて、復興事業を推進する。（ただし、都市復興基本方針との整合のとれている既定の都市計画事業等については、住民合意の下に、被災後できるだけ早期に実施する。）

（2）都市復興基本方針等の策定**① 都市復興基本方針・・・●**

- 市民のくらしの再建を早期に実現する。
- 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、だれもが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。
- 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。
- 中枢管理機能の早期回復を進め、都市としての復興を図る。

② 復興整備条例・・・●

市は、都の基本方針との整合を図りつつ、市街地の復興方針を定めるとともに、復興整備条例に基づいて復興対象地区の設定を行い、地区区分に応じた建築誘導の方針を定めるものとする。このため、被災後、ただちに適切な対策を実施できるよう、骨格となる復興整備条例の制定について準備を進める。

③ 復興対象地区の設定・・・★

市は、復興整備条例に基づき、4段階の復興対象地区を定める。計画的に都市復興を推進するため、大規模に被災した地区のうち、都市計画事業を予定する区域では建築制限を的確かつ迅速に実施するとともに、「重点復興地区」に位置づける。

< 4段階の復興対象地区 >**ア 重点復興地区**

被災が集中的に発生し、かつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう。（抜本改造型）

イ 復興促進地区

アとウの中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。（部分改造・自力再建型）

ウ 復興誘導地区

被災が散在的に見られる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。（自力再建型）

エ 一般地区

被災がほとんど見られない地区をいう。

